

非自発的失業者を対象とした国民健康保険税の軽減措置について

倒産・解雇等の事業主都合による離職(雇用保険の特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(雇用保険の特定理由離職者)により、国民健康保険に加入されている人を対象に国民健康保険税の軽減申請を受付しています。

対象となる人

次のすべての条件を満たす人が対象です。

- ①大和郡山市の国民健康保険に加入していること
- ②離職時点で65歳未満であること
- ③平成27年3月31日以後の離職により、雇用保険受給資格者証を持っていること
- ④雇用保険受給資格者証の離職理由コードが右上記のいずれかであること

※特定受給資格者または特定理由離職者であるかは、雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄に記載の番号で確認します
(ただし、高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません)。

軽減内容

保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、対象者の
給与所得を30/100として算定します。

軽減期間

軽減措置の適用期間は、
次の表のとおりです。

国民健康保険税に
適用される
期間

失業した日	保険税の軽減期間
平成27年3月31日～平成28年3月30日	平成29年3月まで(28年度分)
平成28年3月31日～平成29年3月30日	平成30年3月まで(28, 29年度分)
平成29年3月31日～平成30年3月30日	平成31年3月まで(29, 30年度分)
平成30年3月31日～平成31年3月30日	令和2年3月まで(30, 31年度分)
平成31年3月31日～令和2年3月30日	令和3年3月まで(31, 令和2年度分)
令和2年3月31日～令和3年3月30日	令和4年3月まで(令和2, 3年度分)

申請方法

保険証、雇用保険受給資格者証および印鑑を持参し、軽減適用申請書を保険年金課へ提出してください。その際、雇用保険受給資格者証の写しをいただきます。

※雇用保険受給資格者証がないと申請できませんので、紛失しないようにしてください。紛失した場合の再発行はハローワークにお問い合わせください。

※この軽減制度に該当されない場合でも、大和郡山市の条例による減免制度の対象となる場合もあります。

国民健康保険税の還付をかたった詐欺にご注意を!

「国民健康保険税を払いすぎているので還付通知を送付したがまだ手続きをしていない」といって口座番号等を聞き出しATMで手続きを誘導するような詐欺があります。

市役所では、ATMで還付金を受け取っていただくようなことは行っておりません。心あたりのない還付金についての電話があれば、市役所へ確認してください。
(大和郡山市役所 ☎ 0743-53-1151)



国民健康保険だより

発行/大和郡山市保険年金課 令和2年12月15日

国民健康保険加入の
40歳から74歳の
みなさまへ

特定健診は2月末まで

特定健診とは、高血圧症や糖尿病、慢性腎臓病などの生活習慣病の早期発見および生活習慣病に起因する、より重い病気(脳や心臓血管系など)の予防に役立つ大切な健診です。年に1回受診して、生活習慣病の予防に努めましょう。

1

予約



受診する医療機関を決めて医療機関に受診日の予約をしましょう。

2

受診



右記の項目にある検査が行われます。すべての医療機関でコロナウイルス感染防止に取り組んでいます。医療機関の指示にしたがい受診いただくようご協力お願いします。

持ち物

- ・国民健康保険の保険証
- ・受診券
- ・質問票
- ・自己負担額500円

3

結果確認

受診から2～3ヶ月後に市役所から結果を通知します。結果を確認し、健康管理・生活習慣の改善にお役立てください。なお、検査結果の数値から生活習慣病になりやすいとされた人には、合わせて無料で使える「特定保健指導利用券」をお送りします。ぜひご活用ください。

健診項目

- 問診
- 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- 理学的検査(診察)
- 血圧測定
- 尿検査(尿糖、尿蛋白)
- 血液検査

・肝機能 [GOT (AST)、GPT (ALT)
γ-GTP (γ-GT)]

・脂質 [中性脂肪、
HDLコレステロール
LDLコレステロール]

・糖代謝 [ヘモグロビンA1c
空腹時血糖(随时血糖)]

・腎機能 [血清クレアチニン、尿酸、
eGFR]

- 貧血検査
 - 心電図検査
 - 眼底検査
- 前年の特定健診の結果から基準に該当する人のうち、医師が必要と判断した場合のみ実施

受診券を紛失した場合は再交付します。

市役所保険年金課
(電話53-1643)までご連絡ください。

※国民健康保険の資格喪失後の受診や再交付前の受診券を利用して重複受診をした場合は500円の自己負担額とは別に実費相当(約1万円)の返還が生じますのでご注意ください。

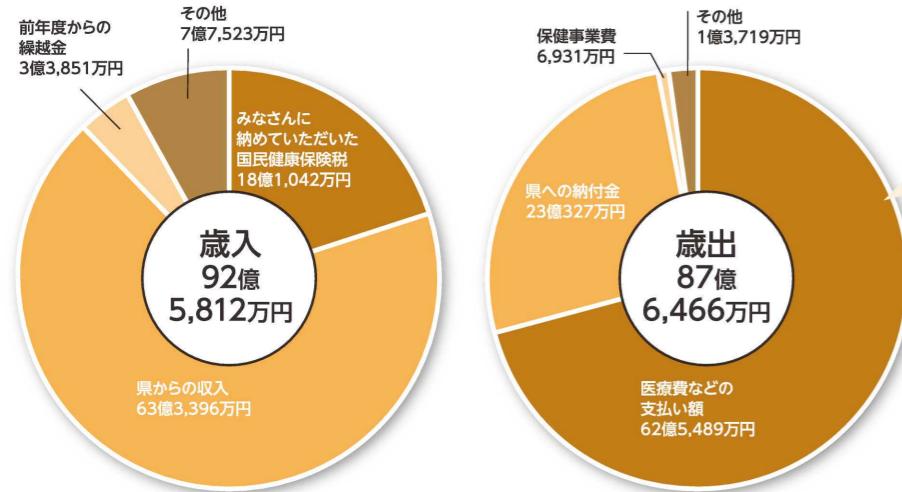
※後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は保健センター「さんて郡山」(電話58-3333)へお問い合わせください。それ以外の保険証をお持ちの方はご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

大和郡山市国民健康保険の財政状況をお知らせします

令和元年度 決算報告

国民健康保険事業特別会計の令和元年度決算は、歳入(収入)の合計が92億5,812万円、歳出(支出)の合計が87億6,466万円で、実質収支は4億9,346万円の黒字となりました。

また、歳入歳出差引額から前年度分の繰越金を調整した単年度収支は、1億5,495万円の黒字となっています。



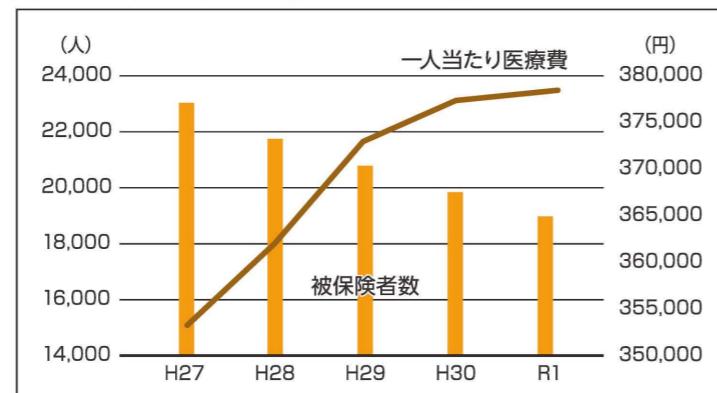
医療費の内訳

療養給付費	53億9,390万円
自己負担分を除いた医療費を、医療機関へ支払うために要する費用。	
高額療養費	7億6,420万円
自己負担が高額になったとき、一定額を超えた分を給付するために要する費用。	
療養費	6,174万円
柔道整復施術や補装具の作製などに対する給付に要する費用。	
その他	3,505万円
出産育児一時金や葬祭費など。	

※平成30年度からの国民健康保険の県単位化に伴い、財政の仕組みが大きく変わりました。

これまで国や県、被用者保険とそれぞれ交付金や拠出金の精算をしていましたが、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県となつたことから、必要な費用の大部分を県からの収入に拠ることになっています。

過去5年間の被保険者数と一人当たり医療費



医療費のお知らせについて

日ごろの健康づくりの大切さと医療費の負担についてご理解をいただくため、大和郡山市国民健康保険を使って治療を受けた医療費について、右表のとおり年間4回に分けて「医療費のお知らせ」をお送りしています。医療機関が発行した領収書と照らし合わせ、金額が大きく異なる場合は、医療機関に確認してください。

※「医療費のお知らせ」には、医療費の金額と患者負担額が記載されています。医療費の金額には総医療費(10割分)が記載されており、患者負担額には総医療費の3割分(もしくは、年齢や所得により2割分)が記載されています。

※医療機関で支払う金額は、10円未満を端数処理しています。そのため領収書の金額と「医療費のお知らせ」の患者負担額には若干の差異があります。

お知らせする医療費の内容	お知らせする時期
1~3月に受診したもの	その年の6月末に発送
4~6月に受診したもの	その年の8月末に発送
7~10月に受診したもの	その年の12月末に発送
11~12月に受診したもの	翌年の2月末に発送

※審査の都合上、お知らせの該当月の医療費の記載が次回のお知らせに遅れて記載される場合がございます。ご了承ください。

セルフメディケーションを行おう

セルフメディケーションとは

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とされています。健康を意識した適度な運動や十分な睡眠、栄養バランスのとれた食事や健康診断を受診し自身の体調を管理するなどセルフメディケーションの例は様々です。セルフメディケーションに取り組むことで自発的な健康管理の習慣が身につき、疾病予防につながります。さらに医療費の増加を防ぐことにもつながります。



OTC医薬品を活用しよう

セルフメディケーションの1つとしてOTC医薬品の活用があります。OTC医薬品とは薬局・ドラッグストアなどで処方せん無しに購入できる医薬品のことです。けがや風邪といった軽度な身体の不調を手当てる際に、OTC医薬品を上手に活用しセルフメディケーションを行うことで、医療費を節約できる場合があります。ただし、使用の際は必ず説明書を読み用量を守りましょう。また、飲み合わせによる副作用が現れる可能性のあるときは薬剤師に相談する、体調が改善しない場合はすみやかに医療機関を受診するなど、適宜判断するようにしましょう。

アンケート調査・届け出の提出にご協力お願いします

大和郡山市役所・保険年金課では、国民健康保険証を利用して該当の治療を受診されている人を対象にアンケート調査や照会文書等を送付する場合がございます。適正な医療費の給付に必要な調査になりますのでお手元に届きましたらご協力をお願いいたします。

柔道整復施術等のアンケート調査について

接骨院や整骨院等で保険証が使える状況は限定されています。大和郡山市では、保険給付の適正化を図るために、施術を受けられた被保険者の方へアンケート調査を実施しています。

調査は、施術を受けられた人の中から対象者を抽出し、受診内容などについてお尋ねするものです。お手数をおかけしますが、調査票が届きましたらご協力をお願いいたします。

負傷された原因の照会について

医療機関等の受診歴からお怪我をされた原因に第三者の行為(交通事故、ペットによる咬傷、ケンカ、食中毒等)の可能性が考えられる人を対象に「負傷された原因のご照会」の送付を奈良県国民健康保険団体連合会に委託し実施しています。

照会書が届きましたら、お怪我された原因等をご記入いただき返信いただきますようお願いいたします。



第三者行為に係る書類の提出について

交通事故など第三者の行為によってケガをし、保険証を使って治療を受けた場合は、加入している健康保険に「第三者行為による被害(傷病)届」の届出をする必要があります。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国民健康保険が使えなくなりますので、示談の前に必ずご相談ください。

※負傷された原因の照会にて、第三者の行為による傷病であると回答された人には、提出に必要な書類等を委託している奈良県国民健康保険団体連合会より送付しますのでご確認ください。

お問い合わせ 保険年金課 給付係 53-1643